

# 養蜂をめぐる情勢

1. 蜜蜂の飼育動向	1
2. 蜂蜜の需給	2
3. 蜂蜜の流通	3
4. 蜂蜜の種類等	4
5. 蜜蜂產品の生産額等	5
6. 花粉交配用蜜蜂の貢献	6
7. 施設園芸等における花粉交配用蜜蜂の需給調整	7
8. 蜜蜂の転飼	8
9. 農薬による被害への対応	9
10. 蜜蜂の疾病への対応	10-11
11. 熊による被害の状況	12
12. 外来種であるツマアカスズメバチへの対応	13
13. 養蜂関係予算（養蜂等振興強化推進事業）について	14
（参考1）養蜂振興法の施行について（農林水産省畜産局長通知）のポイント	15-16
（参考2）蜜蜂の適切な飼育等の周知	17

令和7年11月  
農林水産省 畜産局

# 1. 蜜蜂の飼育動向

- 蜜蜂の飼育戸数は、平成30年以降増加傾向で推移。蜂群数は、近年ほぼ横ばいで推移（平成25年の増加は、平成24年の法改正により、届出義務を業として蜜蜂の飼育を行う者以外の蜜蜂の飼育を行う者にも拡大したことによるもの）。
- 令和7年の蜜蜂の飼育戸数は12,150戸、蜂群数は24万2千群（1月1日時点の調査）。

## 蜜蜂飼育戸数、蜂群数

(単位：戸、千群、群／戸)

区分	H24年	H25年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
飼育戸数	5,934	8,312	9,567	9,452	9,395	9,578	9,782	10,021	10,529	11,276	11,416	12,061	12,150
10群未満戸数	3,286	5,167	6,325	6,351	6,275	6,473	6,705	6,952	7,387	7,988	8,110	8,635	8,662
10群以上戸数	2,648	3,145	3,242	3,101	3,120	3,105	3,077	3,069	3,142	3,288	3,306	3,426	3,488
うち日本蜜蜂飼育戸数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,085
蜂群数	184	204	213	212	213	213	215	213	224	242	237	236	242
うち日本蜜蜂の蜂群数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25
平均蜂群数	31.1	24.5	22.3	22.4	22.8	22.2	22.0	21.3	21.3	21.5	20.8	19.6	19.9

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

注1：飼養戸数、蜂群数、平均蜂群数は1月1日時点の数を集計した値である。

注2：1蜂群とは、女王蜂1匹と約2万匹の働き蜂で構成された巣箱1箱を指す。

## 蜜蜂飼育戸数等の上位10県（令和7年1月1日現在）

区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
飼育戸数	長野	千葉	静岡	福岡	岐阜	岡山	群馬	埼玉	広島	愛知	全国
戸	569	494	474	444	443	409	401	386	386	379	12,150
比率 (%)	4.7	4.1	3.9	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	3.2	3.1	100
蜂群数	沖縄	長野	千葉	熊本	鹿児島	福岡	和歌山	福島	埼玉	広島	全国
千群	23.3	17.0	13.7	13.7	12.9	10.4	10.3	9.6	7.9	6.6	242
比率 (%)	9.6	7.0	5.7	5.7	5.3	4.3	4.3	4.0	3.3	2.7	100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

## 2. 蜂蜜の需給

- 蜂蜜の国内生産量は、令和6年は微減し約2千6百トン。
- 生産上位5県で総生産量の約4割を生産。
- 令和6年の国内消費量は約4万8千トンであり、自給率は約6%。
- 令和6年の蜜源植物の面積は、約100万ヘクタールと増加した。

蜂蜜の生産量、輸入量及び消費量

(単位：トン、%)

区分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
生産量	2,754	2,827	2,826	2,911	2,929	2,779	2,549	2,636	2,618
輸入量	48,445	42,821	44,521	44,788	49,348	47,132	47,276	41,924	45,416
うち 中国	35,466	29,818	31,512	30,518	33,821	30,887	30,782	27,929	32,371
比率	73.2	69.6	70.8	68.1	68.5	65.5	65.1	66.6	71.3
輸出量	33	21	18	10	18	33	20	22	22
消費量	51,166	45,627	47,329	47,689	52,259	49,844	49,805	44,539	48,012
自給率	5.4	6.2	6.0	6.1	5.6	5.5	5.1	5.9	5.5

出典：貿易統計（輸入量、輸出量）、

畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

蜜源植物の面積

(単位：千ヘクタール)

区分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
みかん	31.9	35.5	35.6	35.7	34.9	30.8	31.3	29.4	29.8
れんげ	8.4	6.6	4.2	4.2	3.7	3.0	2.7	2.6	2.6
アカシア	5.0	6.7	5.4	4.6	3.8	6.4	7.6	4.2	13.8
りんご	20.6	22.4	21.4	21.2	21.4	21.3	1.6	1.5	1.6
その他	54.9	60.8	52.0	51.2	43.7	55.8	56.6	41.1	52.5
合計	120.8	132.0	118.6	116.9	107.5	117.2	99.8	78.8	100.3

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

注：各県が1月から12月に蜜源として利用した面積として把握しているものを集計。

なお、一部の県では調査の中止や再開があるため、数値に連続性がないことに留意。

蜂蜜生産量の上位10県（令和6年）

(単位：トン、%)

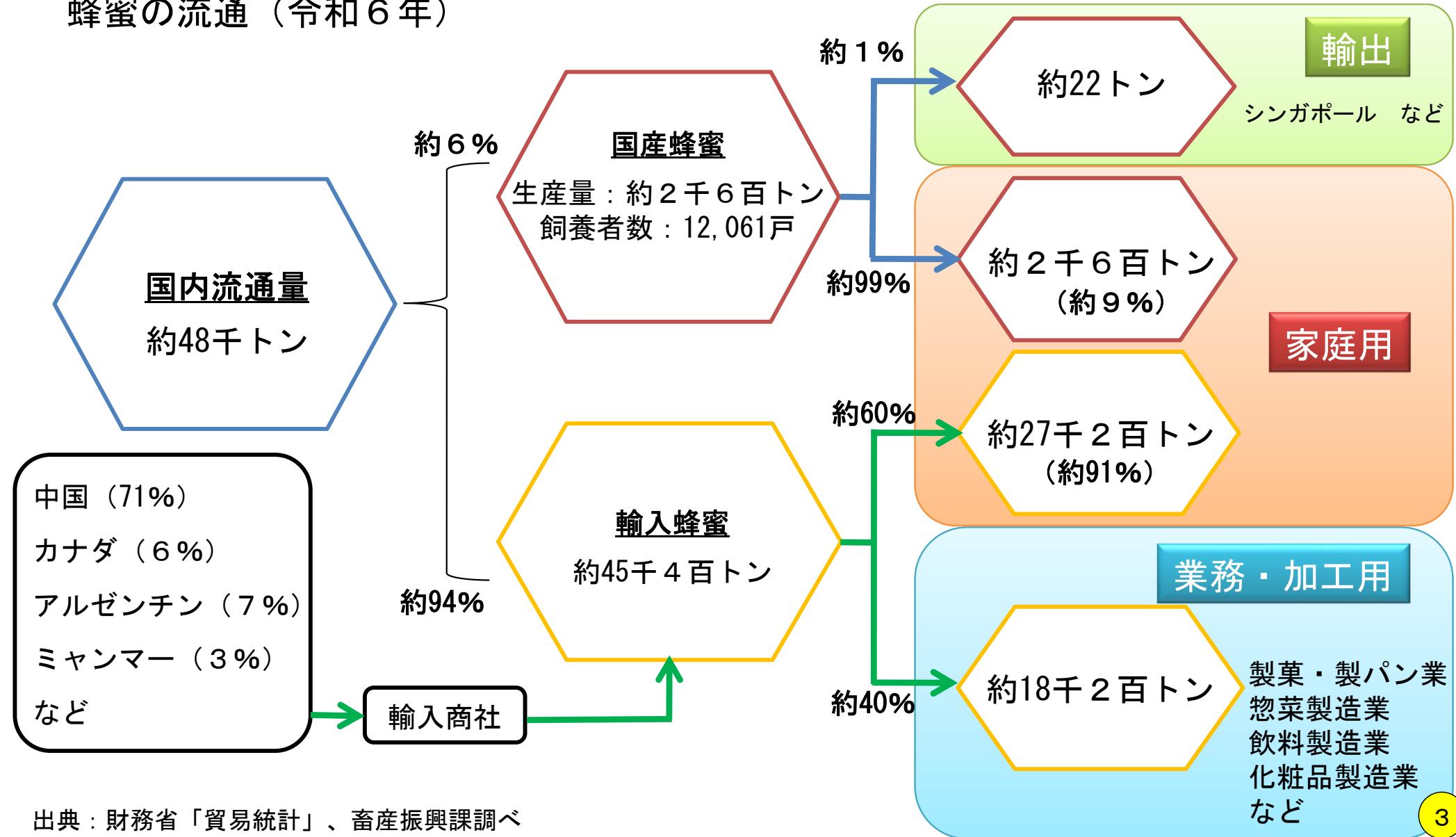
区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
	北海道	熊本	秋田	長野	青森	和歌山	愛知	静岡	福岡	愛媛	全国
生産量	356.4	244.2	229.1	218.8	134.3	115.9	100.5	92.3	89.5	85.2	2,618
比率	13.6	9.3	8.8	8.4	5.1	4.4	3.8	3.5	3.4	3.3	100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

### 3. 蜂蜜の流通

- 国産蜂蜜のほぼ全てが家庭用仕向け。
- 輸入蜂蜜は約60%が家庭用、約40%が業務・加工用仕向け（製菓・製パン、化粧品等）。

蜂蜜の流通（令和6年）



# 4. 蜂蜜の種類、色、価格

- 蜂蜜の種類は、蜜源の花により分類され、例えばアカシアの花の蜜はアカシア蜜として販売される。
- 蜂蜜の色は、蜜源の花の種類によって淡黄色から黒褐色まで様々。
- 価格については、国産は生産コストの違いもあり、中国産蜂蜜の数倍。
- 主な輸入先は中国であり、総輸入量の約7割を占めている。

## 種類・色

いろいろなはちみつがあります



トチの花	レンゲの花	アカシアの花

## 価 格

### ・国産蜂蜜卸売価格

平均1,900円/kg (1,200円/kg ~ 2,500円/kg)

出典：（一社）日本養蜂協会からの聞き取り（令和6年）

### ・外国産蜂蜜の輸入価格

令和6年	数量 (t)	価額 (億円)	CIF価格 (円/kg)	課税後 (円/kg)
合 計	45,416	207	456	525
中華人民共和国	32,371	91	282	353
カナダ	2,918	25	852	886
アルゼンチン	3,120	14	442	555
ミャンマー	1,423	4	297	297
ニュージーランド	986	4	378	392

出典：財務省「貿易統計」

注：課税後価格は天然蜂蜜のWT0協定税率(25.5%)、TPP11税率(3.1% (1~3月) 及び6.3% (4~12月))等により算出。

## 5. 蜜蜂產品の生産量・生産額

- 令和6年の蜜ろうの生産量は減少し約12トン。  
(蜜ろうは、ろうそく、ワックス、化粧品、クレヨン等の原料として使用される。)
- 令和6年のローヤルゼリーの生産量は減少し約2トン。  
(ローヤルゼリーは、健康食品や化粧品の原料として使用される。)
- 蜂蜜及び蜜蜂產品の国内生産額は、推定約77億円。このうち花粉交配用蜜蜂は約25億円と約30%を占める。

### 蜂蜜以外の生産物の生産量

(単位 : kg)

種類	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	令和5	令和6
蜜ろう	23,181	22,316	22,881	21,769	22,858	18,699	14,016	14,857	11,906
ローヤルゼリー	2,738	2,419	2,497	2,363	2,991	2,083	2,851	2,975	2,349

出典:畜産振興課調べ(各都道府県からの聞き取り)

### 蜂蜜・蜜蜂產品の生産額(令和6年)

種類	生産量	単価	生産額(推定)
蜂蜜	2,618トン	1,900円/kg	4,974百万円
ローヤルゼリー	2トン	125,000円/kg	250百万円
蜜ろう	12トン	800円/kg	9.6百万円
花粉交配用蜜蜂 <sup>(※)</sup>	83千群	28,000~30,000円/群	2,324~2,490百万円
合計			7,558~7,724百万円

出典:畜産振興課調べ(生産量は各都道府県からの聞き取り、単価は(一社)日本養蜂協会からの聞き取り)

(※) 花粉交配用蜜蜂の単価は、いちごの花粉交配用(3~4枚の巣板を1群として使用)を参考とした。

## 6. 花粉交配用蜜蜂の貢献

- 蜜蜂は、花粉交配用昆虫として利用することで、作物の受粉を助け、イチゴ、メロン等の野菜等をはじめとした作物栽培及びタマネギ等の種子生産に貢献。
- 作物栽培では、約6,700億円の経済効果があると推計されており、このうち西洋蜜蜂は約1,800億円。（図1）
- 種子生産では、約1,200～2,200億円の経済効果（蜜蜂の受粉によって国内で生産された種子を用いた農産物※の產出額）があると推計。  
※たまねぎ、キャベツ、だいこん、にんじん、白菜、セルリー、カリフラワー、ブロッコリーの8品目

- 施設園芸が普及する中で、受粉障害を原因とする奇型果の発生による品質低下や生産が不安定になるとの課題に対応するため、ハウス栽培では野生昆虫による受粉が期待できることなどから、1968年頃からイチゴ栽培で花粉交配用蜜蜂の導入が開始された。
- また、りんご栽培では、人工授粉に伴う労働負担が課題となる中で、採蜜による二次的な効果としての花粉交配にも期待する形で花粉交配用蜜蜂の導入が普及した。

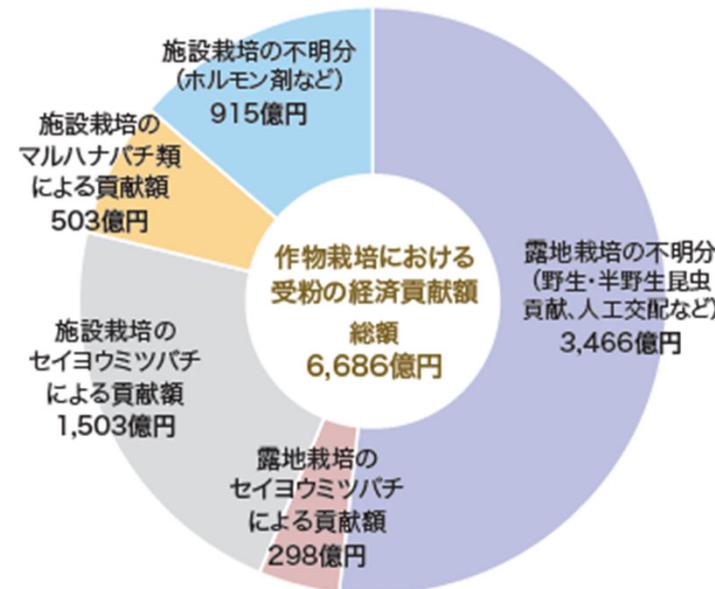
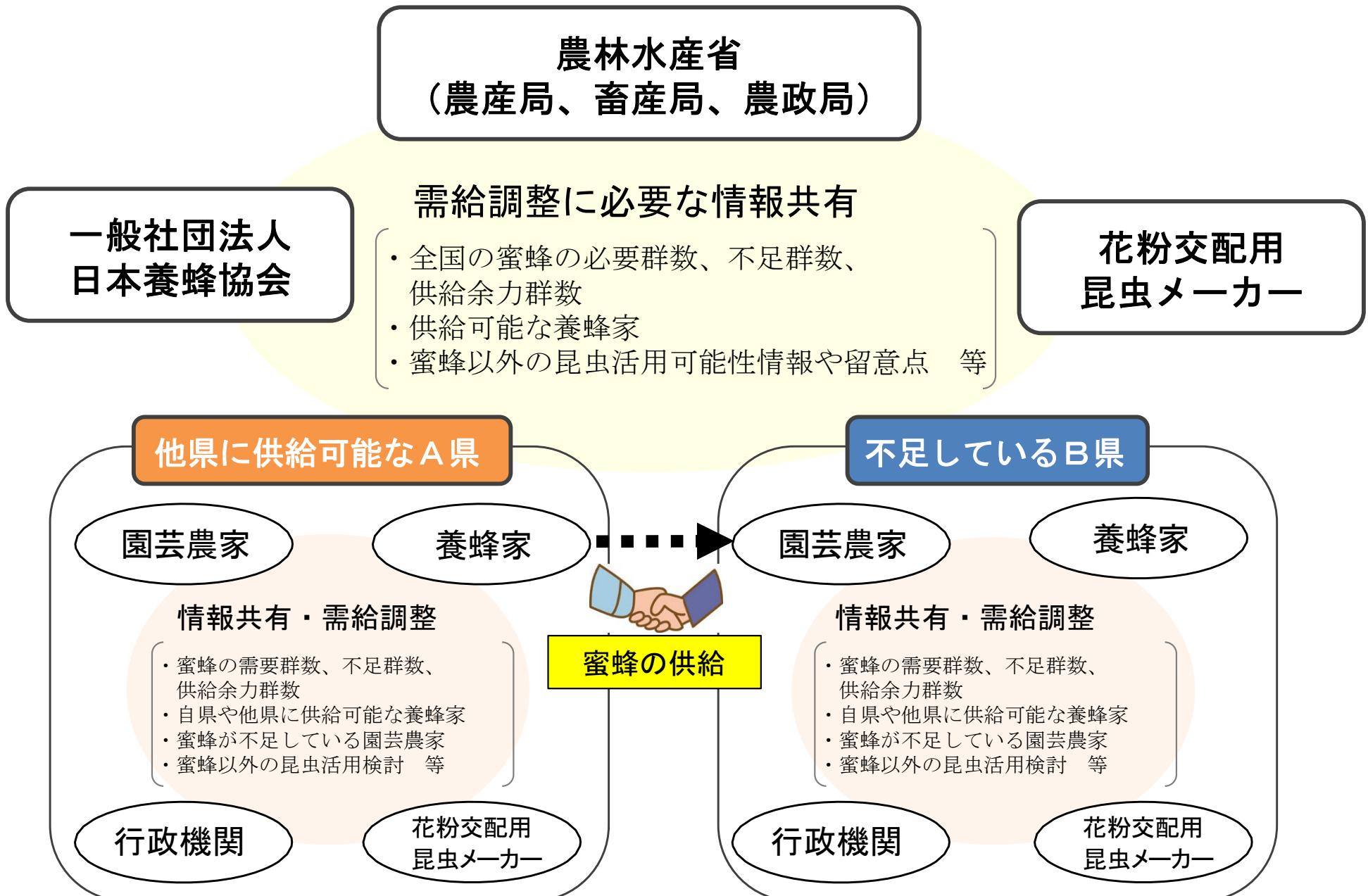


図1 日本の作物栽培における受粉の経済貢献額  
(2013年の農業生産額ベース)

小沼・大久保<sup>1)</sup>の手法に従い、イチゴなど品質維持に必要な受粉依存度  
(受粉がないと生産量が減少する割合)を考慮して試算し直した結果

資料：(国研) 農研機構 農業環境変動研究センターの推計値  
農研機構技報No. 12 (2022年3月)

# 7. 花粉交配用蜜蜂不足に備えた体制



# 8. 蜜蜂の転飼

- 養蜂振興法では、蜜源の利用に伴う蜜蜂の飼養者間でのトラブルを防止するため、飼養者には、飼育の届出や転飼先の都道府県から予め許可を得ることを義務とともに、都道府県には、蜂群配置の適正等を図るために蜂群配置の調整などの措置等を講ずることを求めている。

## 県外からの転飼

- 「養蜂振興法」第4条に基づき、事前に移動先の都道府県知事の許可を得なければならない。
- 許可の申請は、基本的に移動する2ヶ月前までに、
  - 住所及び氏名
  - 蜂群数
  - 転飼しようとする場所及び期間等を記載した申請書を移動先の都道府県知事に提出する。

## 県内における転飼

- 都道府県が条例や指導基準等により調整している。

※転飼とは、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。

10~11月：全国のいちご産地

7~9月：北海道（育成、採蜜）

春以降：採蜜用  
2月以降：メロン産地

10~4月：南九州（冬ごもり、育成）

5~6月：本州（育成、採蜜）

## 蜜蜂の転飼許可の推移

区分	県外からの転飼許可	
	件数	群数
R2年	2,311	138,856
R3年	2,225	134,305
R4年	1,908	129,708
R5年	1,752	124,859
R6年	1,876	120,298

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

注：「県外からの転飼」とは、養蜂振興法の第4条第1項に規定された転飼

# 9. 農薬による被害への対応

- 我が国における農薬が原因と疑われる蜜蜂の被害状況は、近年は平均で、年間30件程度で推移。
- 農薬による蜜蜂への被害状況を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有や、粒剤の使用など農薬散布の工夫等の被害軽減対策を推進中。
- 改正農薬取締法により、巣内の蜜蜂に与える影響など蜜蜂への影響評価の充実を図った上で、最新の科学的知見に基づき再評価を実施し、必要に応じて農薬の使用方法等の見直しを実施する予定。

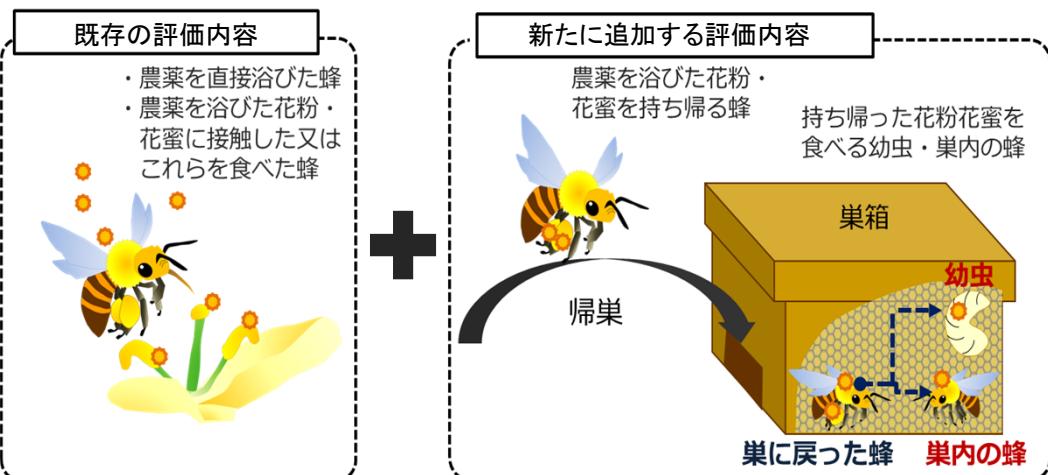
農薬が原因と疑われる蜜蜂被害報告件数

R1	R2	R3	R4	R5	R6
43	29	15	20	10	15

蜜蜂被害軽減対策の検証（令和6年度）

都道府県による蜜蜂被害軽減対策	実施県
蜜蜂被害軽減対策実施県	47
効果があったと都道府県が回答した主な対策	
①情報の共有に基づく対策の実施 (巣箱の移動、避難場所の設置、蜜蜂に配慮した農薬散布等)	46
②蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知 (通知の発出、講習会での周知等)	38

改正農薬取締法により充実した評価内容



出典：農産安全管理課調べ

# 10. 蜜蜂の疾病への対応

## (1) 基本的な防疫対策

- 家畜伝染病予防法に規定される蜜蜂の届出対象疾病は、家畜伝染病は腐蛆病の1疾病、届出伝染病はバロア症、チョーク病、アカリンドニ症、ノゼマ症の4疾病。
- 日頃の飼養管理における巣箱等の衛生確保、清浄群からの導入、日常的な観察に努めるとともに、異常がみられた際の通報及び都道府県の立入検査による疾病の早期発見が重要。
- 都道府県では、蜜蜂の飼養者等に対する衛生指導や伝染性疾患の検査等を推進。

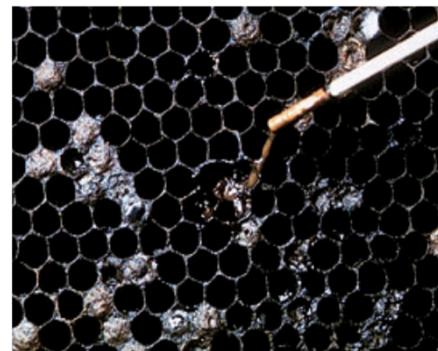
### ○家畜伝染病予防法に基づく蜜蜂の届出対象疾病的状況

	R3年		R4年		R5年		R6年	
	件数	群数	件数	群数	件数	群数	件数	群数
腐蛆病	33	110	26	106	16	56	9	16
バロア症	34	377	26	505	24	595	37	928
チョーク病	19	66	23	173	21	130	25	448
アカリンドニ症	89	142	75	94	86	108	62	78
ノゼマ症	1	1	1	8	1	1	2	17

出典：家畜伝染病、届出伝染病発生年報



蜂の検査の様子（出典：神奈川県HP）



アメリカ腐蛆病（出典：養蜂技術手引書Ⅱ）

### ○都道府県の家畜保健衛生所の対応

- ・ 家畜衛生情報（家保だより）、養蜂マニュアル等を利用した飼養者への疾病や対策についての情報提供
- ・ 蜂群に異常がみられ、伝染病が疑われる場合の検診
- ・ 腐蛆病に対しては家畜防疫対策要綱に基づき、以下を実施
  - ✓ 日常の飼養管理における自主的な検査体制の確立に向けて必要な助言・指導
  - ✓ 日頃から定飼及び転飼飼養者のほか、施設園芸業者、趣味等飼養者を対象に、必要に応じた検査の実施
  - ✓ 汚染物品等の焼却指導
  - ✓ 蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品の県を超えての移動の際、異常がない旨の証明書発行

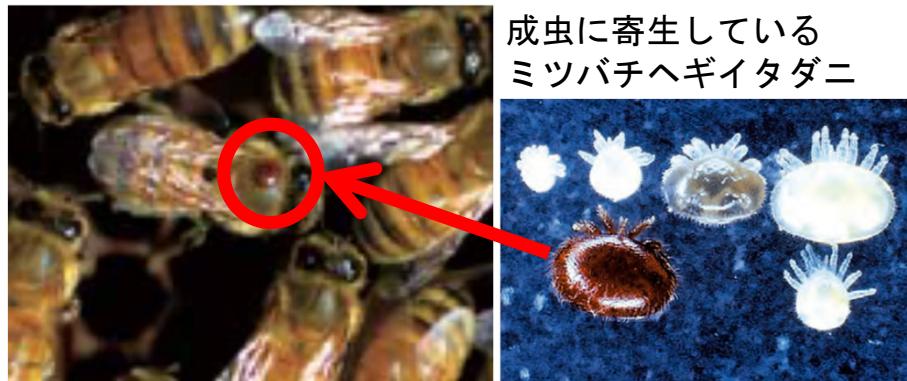
# 10. 蜜蜂の疾病への対応

## (2) ダニによる被害への対応

- 養蜂へのダニによる被害としては、主にミツバチヘギイタダニの寄生によるバロア症が報告されている。
- ミツバチヘギイタダニの駆除剤については、動物用医薬品として現在3剤が承認されているところ。
- ミツバチヘギイタダニ被害の低減に向け、ダニ駆除剤の適切な使用について、通知により周知。

### バロア症の特徴

<バロア症>  
ミツバチヘギイタダニが蜜蜂の成虫や幼虫に寄生し、蜜蜂の弱体化、矮小化、ウイルス感染の媒介を起こす。



### 既承認ダニ駆除剤の一覧

医薬品名	承認年月日	製造販売業者名
日農アピスタン	1992年 1月20日	株式会社アグリマート
アピバーアル	2009年 2月13日	アリストライフサイエンス株式会社
チモバーアル	2019年 8月19日	

### ダニの被害低減に向けた取組

① 令和7年度養蜂等振興強化推進事業において、(一社)日本養蜂協会は、新規ダニ薬剤の検討や創薬事業を行うとともに蜜蜂のダニ抵抗性ゲノムの分析についても実施している。

② 農薬による蜜蜂の被害軽減対策と併せて、養蜂家に対しダニ駆除剤の適切な使用法を(一社)日本養蜂協会が公表しているダニ防除技術の手引書等を参考に周知・指導するよう都道府県に通知を発出。

# 11. 熊による被害の状況

- 熊による被害は、同じ地域で繰り返し被害が発生し、被害を受けた地域での採蜜は困難。

## 熊による被害額の推移

年	被害額	(参考) 熊の捕獲数
R元年	3,916万円	6,285頭
R2年	2,836万円	7,254頭
R3年	725万円	4,484頭
R4年	1,116万円	3,879頭
R5年	1,647万円	9,276頭
R6年	1,205万円	5,344頭

出典：環境省「クマ類の捕獲数（許可捕獲数）」

（一社）日本養蜂協会構成員申告による「熊による養蜂業被害状況」

注：「熊の捕獲数」は年度、「被害額」は年次の値

ニホンツキノワグマ



熊による被害



ヒグマ対策用の電気柵の設置



写真：みつばち協議会「養蜂家向け！養蜂マニュアル」より

# 12. 外来種であるツマアカスズメバチへの対応

- ツマアカスズメバチは蜜蜂を多量に捕食することから、その防除は養蜂振興上も重要。
- 農林水産省では、養蜂家にツマアカスズメバチに関する情報を提供するとともに、注意喚起を実施。また、環境省にツマアカスズメバチの生息に関する情報を提供するため、養蜂家からの情報の提供を依頼。
- 環境省はツマアカスズメバチを特定外来生物※に指定し移動等を規制するとともに、定着している長崎県対馬市での防除を進める他、効果的防除手法の開発や九州・本州への分布拡大を警戒した調査・防除を実施。

## ツマアカスズメバチの特徴

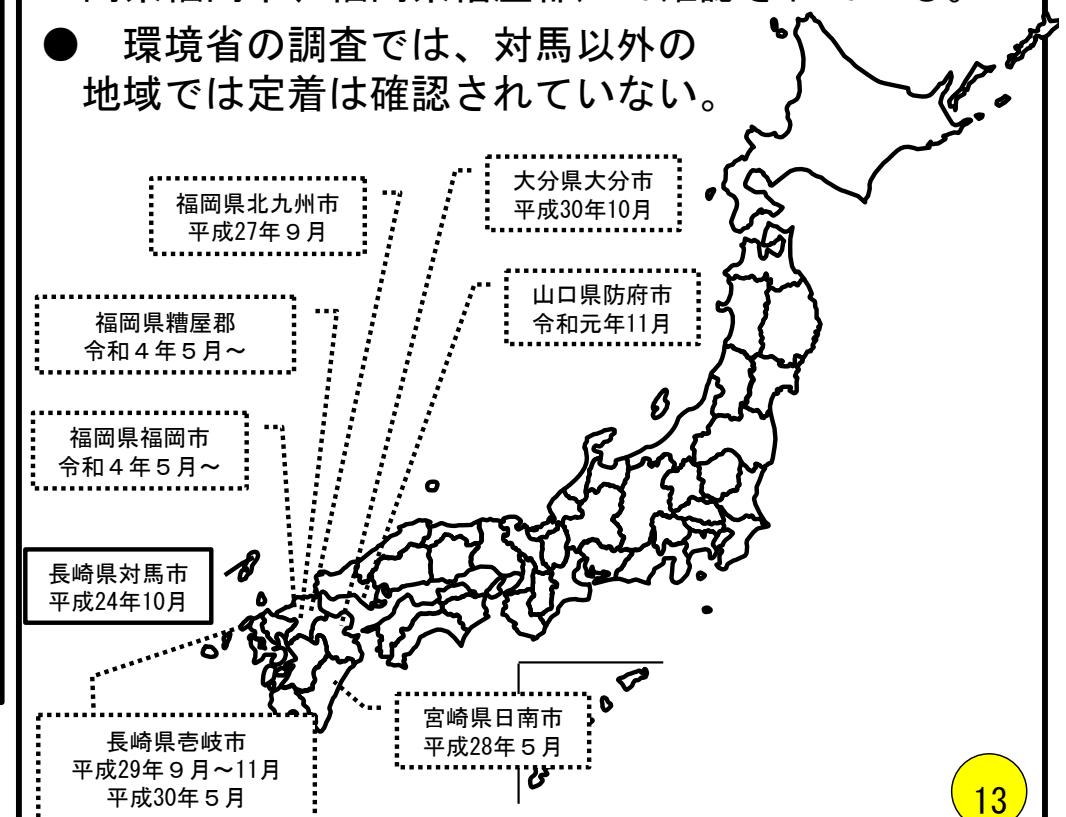


- 体は全体に黒っぽく腹部の先端がオレンジ色。体長は、女王バチ30mm、オス24mm、働きバチ20mm程度。
- オオスズメバチのように蜜蜂の巣は襲わず、巣箱の前でホバリングして、帰巣してきた蜜蜂を空中で捕獲する。
- 樹木の高い位置に営巣することが多いのが特徴。

※ 外来生物法(環境省・農水省)に基づく指定。同法では、生態系被害の防止については環境大臣が、農林水産業被害の防止については環境大臣及び農水大臣が主務大臣となっている。

## 国内におけるツマアカスズメバチの確認事例

- 平成24年10月、長崎県対馬市において、国内で初めて確認された。対馬市以外ではこれまでに巣や個体が7地域（福岡県北九州市、宮崎県日南市、長崎県壱岐市、大分県大分市、山口県防府市、福岡県福岡市、福岡県糟屋郡）で確認されている。
- 環境省の調査では、対馬以外の地域では定着は確認されていない。



# 13. 養蜂等振興強化推進事業について

令和7年度予算額 219百万円（前年度219百万円）

## ＜対策のポイント＞

養蜂振興のため、蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜂群配置調整の適正化やダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及に向けた取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大、健全な蜂群の供給に向けた技術導入の取組を支援します。

## ＜事業目標＞

- 蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群〔令和元年度〕→30万群〔令和11年度まで〕）
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

## ＜事業の内容＞

### 1. 蜂群配置調整適正化支援

- 拡充**
- ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組、耕蜂連携による蜜源植物の定着化に向けた実証を支援します。
  - ② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。また、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化した上で、蜂群数、気象等との相関を分析する取組を支援します。

### 2. 花粉交配用昆虫の安定確保支援

- ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します。
- ② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。

### 3. 飼養衛生管理技術向上支援

- 拡充**
- 検討
  - 蜜源植物の植栽状況の実態把握、蜜蜂への負荷の少ない輸送方法の検討、蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 養蜂等を取り巻く課題

- 蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。
- 農薬や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じても、十分な蜜源を確保することが困難。
- 都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。
- 近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家の連携等による花粉交配用蜜蜂の安定確保が必要。
- 施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。
- ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。
- 養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。

### 養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決

#### 事業実施により目指す姿

- 蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用 ○ 養蜂家の所得増加と地域の活性化
  - 花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の ○ 蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等体制強化による養蜂経営の安定
- [お問い合わせ先] (1, 2②, 3の事業) 畜産局畜産振興課 (03-3591-3656)  
(2①の事業) 農産局園芸作物課 (03-3593-6496)

# (参考1) 養蜂振興法の施行について (農林水産省畜産局長通知) のポイント①

## 1 「業として蜜蜂の飼育を行う者（養蜂業者）」の範囲の拡大及び明確化

養蜂業者の範囲を拡大し、蜜蜂等を譲渡していなくとも、反復継続して蜜蜂を飼養していれば養蜂業者であると整理した。また、例外の範囲から趣味養蜂の記述を削除し、その範囲を試験研究用又は自家用の個人に限定した。

（改正局長通知の抜粋）

法第3条第1項に規定する「業として蜜蜂の飼育を行なう者」とは、反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。ただし、試験研究の用に供するため又は蜜蜂を小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人を除く。

## 2 養蜂業者に対する立入検査

都道府県による養蜂業者に対する立入検査については、積極的に実施すべき旨を明確化した。

（改正畜産振興課長通知の抜粋）

都道府県は、本法の施行に必要な限度であれば、養蜂業者の事務所や事業所に立入検査を行うことができます。立入検査を行うかどうかの判断については、各都道府県に委ねられますが、本法への違反が疑わしく、必要があると認める場合は、積極的に実施するべきと考えます。

# (参考1) 養蜂振興法の施行について (農林水産省畜産局長通知) のポイント②

## 3 飼育届の提出後の蜂群配置調整

「蜜蜂飼育届・飼育変更届」の様式に、「本届出受理後に、養蜂振興法第8条に基づき、都道府県が、蜂群配置調整等の必要な措置を講じる」旨を追記し、都道府県が届出者に対し、「届出の受理は、蜜蜂の飼養の許可ではなく、都道府県による蜂群配置調整を受ける場合がある」旨を周知徹底することを可能とした。

(蜜蜂飼育届・飼育変更届の抜粋)

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるとときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められことがあります。

## 4 花粉交配用蜜蜂等の重要性の明確化

都道府県が蜂群配置調整において重視すべき事項として、法第1条の規定を踏まえ、①花粉交配用蜜蜂の安定供給、②国民への甘味資源の提供、③蜜源植物の保護増殖に関する取組みを特に勘案すべき旨を明記した。

# (参考2) 蜜蜂の適切な飼育等の周知

(令和5年12月改正)

## ミツバチを飼育する方々へ

### 都道府県への飼育届の提出

- ★ ミツバチを飼育する全ての者は、**毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出**する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。(養蜂振興法第3条第1項、第14条)
- ★ セイヨウミツバチ、二ホンミツバチ、どちらも届出が必要です。
- ★ 「自然巣洞」や「重箱式」等の飼育方法でも、**反復利用している場合は届出が必要**です。
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には**周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要**であり、調整の結果次第で飼育場所の再検討や蜂群数の減群等を求められる場合もあります。

### ミツバチの飼育の際に気を付けること 注意

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があるので注意が必要です。

#### よくあるトラブル

##### 刺傷事故

- ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人に飼育のことを伝え、理解を得ておきましょう。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

##### スズメバチ

- 秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

#### トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、ご自身で勉強するとともに、**地域の実情に詳しい方が行う講習会の受講や既に養蜂を行っている方から助言を受けるなど、適切な対応を取るようにしましょう。**

#### (問い合わせ先)

〇〇県〇〇課 TEL: 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇  
農林水産省 畜産局畜産振興課 TEL: 03 - 3591 - 3656

#### (ミツバチ飼育の技術指導手引書関係)

〇〇県養蜂組合 TEL: 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇  
(一社) 日本養蜂協会 TEL: 03 - 3297 - 5645

## 花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処置を!

花粉交配用ミツバチを適切に扱い、伝染病のまん延を防止することで、持続的に養蜂と園芸生産を行うためのルールを紹介します。



ふそ病の検査を行わずに県外に出荷されるミツバチや、花粉交配に利用した巣箱が適切に処置されず、屋外に長期間放置されている事例が報告されています。



### ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう

● ミツバチを県外から導入する際には、ふそ病について異常がない旨の証明のあるミツバチを導入しましょう。

### ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

● 花粉交配に使用したミツバチを放置しておくと、ふそ病やダニの感染源となる可能性があります。花粉交配のために必要な時期が終わったミツバチは放置せず、適切に返却・焼却してください。

● 特に露地栽培で使用する場合、病気のまん延のリスクが高まります。

● 使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たり、どうしたら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入又はリース元の養蜂家や家畜保健衛生所に相談してください。

農作物の作付規模に比べて著しくミツバチが多い場合や、通年飼育を行う場合には養蜂振興法に基づき、都道府県への届出が必要になります。

### 出荷の際はふそ病検査を受けましょう

● ふそ病のまん延防止のため、県外の園芸農家へ花粉交配用ミツバチを出荷する際には、お近くの家畜保健衛生所でふそ病の検査を受け、異常がない旨の証明を取得しましょう。

ミツバチ及びふそ病の病原体を広げるおそれのある物品の県の範囲を超える移出入については、家畜伝染病予防法第32条第1項により原則制限されており、移出入には都道府県によるふそ病の異常がない旨の証明が必要になります。

● また、使用後の適切な焼却・返却について、園芸農家への周知を徹底してください。

● 近年、ダニによる被害も深刻化しているため、出荷の際にはふそ病だけでなくダニのチェックも行いましょう。

#### 園芸農家の方へ

#### 養蜂家の方へ